

栃木市・西方町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・西方町合併協議会専門部会規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき設置する栃木市・西方町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、栃木市・西方町合併協議会専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、規程第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に定めるとおりとし、栃木市及び西方町の職員のうちから、それぞれ各市町の長が推薦した者をもって組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、前条に規定する分科会を組織する者の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 会議の議長は、分科会長がこれに当たる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会の分科会長が当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の調査検討及び調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長が属する市町の担当部署が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会	分科会
企画財政部会	企画分科会
	秘書広報分科会
	財政分科会
	人権分科会
	会計分科会
総務部会	総務分科会
	電算分科会
	消防交通分科会
	人事給与分科会
	税務分科会
	管財分科会
	議会分科会
	選挙管理分科会
	監査分科会
	広域行政分科会
	住民分科会
住民部会	保険年金分科会
	環境分科会
	女性青少年分科会
	高齢福祉分科会
福祉部会	社会福祉分科会
	児童福祉分科会
	保健分科会
	商工観光分科会
産業振興部会	農林分科会
	農業委員会分科会
	都市整備分科会
建設部会	都市管理分科会
	都市計画分科会
	建築分科会
	上下水道部会
下水道分科会	
教育部会	学校教育分科会
	スポーツ分科会
	生涯学習分科会